

(主張)

「個別指導における診療録閲覧を検証する」

2013年9月、中国四国厚生局管内で実施された歯科新規個別指導において中断・再開を繰り返した案件が発生した。本来、新規個別指導は指導大綱にも指導大綱関係実施要領にも記載が無い指導形態である。選定委員会にも諮られず、対象医療機関が決定され、ほぼ個別指導と同様の指導内容で実施されている。その指導過程で、診療録閲覧につき健康保険法等や行政手続法、個人情報保護法上などにおいて指導側と保険医側とで見解の相違が発生した。その事に対して今後の対応の為か、中国四国厚生局において指導事務打合会が開かれ、その打合会資料が情報提供されたので検証する。

健康保険法第73条に保険医等は厚生労働大臣の指導を受けなければならない、と規定されており、健康保険法上、指導を受ける義務については理解できる。今回の指導において中断・再開の末、指導医療官（歯科医師）のみが対象月に限って診療録を閲覧する形で指導が終了した、その過程での疑問点をあげる。

指導側から診療録閲覧はお願いであるが診療録を閲覧して青本に沿った診療がされているか確認させていただく、と主張。しかし、法ではなく通知である指導大綱第6-3-(3)には「診療報酬明細書に基づき、関係書類を閲覧し、個別面談方式で行う」とあり診療録閲覧の記載はない。指導大綱に規定されていない診療録閲覧が、法でも通知でもなく事務連絡の別添で“要領”である指導大綱関係実施要領第7-3-1には「診療報酬明細書に基づき、診療録その他の関係書類を閲覧し、個別面談方式により行う事とする」と書き加えられている。要領とは、行政機関の内部規律であり、国民の権利義務に関する定めとしての性質を有しないものの名称でありこれに則り、診療録の閲覧は出来ると主張する。また、保険医側は、個人情報保護法の観点から、患者の個人情報である診療録は開示できないと主張、それに対して、指導側は、個人情報保護法第23条第1項第4号の「第三者提供の例外規定」相当であり、保険医が診療録を開示しても同法違反に問われることはないとは主張するが、厚生労働省が示す、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」の(2) 第三者提供の例外の④の「第三者提供の例外規定」についての例示で「統計法の規定による一般統計調査に協力する場合や災害時の警察からの照会に協力する場合、公共の安全と秩序の維持の観点からの照会に答える場合等を想定している」とある。個別指導（行政指導への協力等）は想定されていない。個人情報の提供については、個人情報保護法以外に、刑法第134条、刑事訴訟法第105条にも医療従事者の守秘義務が規定されており、149条に証言拒否権も認められている。これらについても、行政側は健康保険法第73条により診療録の閲覧は正当な理由に該当するとし守秘義務違反に問われないという見解である。

行政側は、一度個別指導の終了宣言をしたにもかかわらず、診療録の閲覧無しに、個別指導を終了できないとし、中断・再開の末、技官が該当部分に限り診療録を閲覧して終了した。行政側の主張は本当に法的に問題の無い対応であるのか。法で無く通知や事務連絡、ましてや要領であっても長年それに沿った指導実績がある場合、慣例法のような位置づけで、まるで法と同様の運用をされる場合がある。保険医側がこれまで容認してきた診療録の閲覧について、岡山の歯科保険医が診療録開示に異議を申し立てたことは、歴史的に画期的なことである。本来、個別指導は、保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させる事を主眼として行われるものであり、保険医側も行政側の求めにただ従うだけでなく今後、個別指導本来の目的を考えて法律に基づいた対応をし、指導側には法律に則った個別指導を求める。